

株式会社アーネストウイング 行動計画

(次世代法)

社員の働き方を見直し、より育児への参画を推進できるよう支援するため
一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 令和4年7月1日～令和9年3月31日

2. 目標、対策

目標1 育児休業に関する諸制度の研修実施 ○1 (1) エ (ア)、スに関すること

対策

- ① 令和4年～ 管理職員へ育休制度実効性確保のためのマネジメント研修を実施する
- ② 令和4年～ 全社員へ動画による育休制度の研修を実施する

目標2 勤務間インターバル制度を周知・徹底する ○1 (2) ア、オに関すること

対策

- ① 令和4年～ 36協定に定める勤務間インターバルについて社内通達により周知
- ② 令和5年～ 深夜労働の状況を定期的に分析し、システム的なログイン制限を行う
- ③ 令和7年～ (管理職・一般職それぞれ) 深夜労働月平均1時間未満を継続的に達成する
補足

当社は現場業務が中心であり、一般職においては深夜労働は現実的にほぼ生じない。

室内で事務作業を行う管理職の深夜労働が一部生じているものであり、これを是正する。

目標3 テレワーク制度・転勤の活用 ○1 (2) エに関すること

対策

- ① 令和4年～ 里帰り出産等に配慮した人事ヒアリングの実施、転勤の活用
- ② 令和5年～ テレワークを活用した育休後の職場復帰支援の企画・実施
- ③ 令和7年～ 上記により育児休業後の復帰75%以上※を目指す

※4月1日を起算とした1年間で算定し、3月31日までに休業を終了した者を計算する

各自項目を毎年年度末に実施状況の確認をし、継続もしくは見直しし必要に応じて計画を修正する。